

佐世保市総合医療センター 一般事業主行動計画について

1 一般事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法（H17.4年施行）、及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（H28.4年施行）により、一定数以上の従業員を雇用する企業は次世代育成及び女性活躍推進に関する一般事業主行動計画の策定義務があり、従業員の労働条件・労働環境の整備に取り組むことも求められています。

- ・次世代育成支援対策推進法
⇒従業員101名（※非正規含む）以上の企業に行動計画策定の義務
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
⇒従業員301名（※非正規含む）以上の企業に行動計画策定の義務

行動計画は、①計画期間、②目標、③目標を達成するための対策の内容と実施時期を定めます。

策定した計画が令和2年度末で期間終了したため、今回、計画の改定を行うものです。

2 佐世保市総合医療センター 一般事業主行動計画

※計画自体は別ファイルをご覧ください。

【次世代育成行動計画】

前回計画における目標の達成状況を踏まえ、達成した目標は、さらに数値目標の上積みを行い、目標が達成できなかった目標は引き続き継続した取り組みを行うこととしました。

【女性活躍推進行動計画】

前回計画では、事務職（総合職）の採用に占める女性職員の割合を目標として設定していましたが、目標を大きく上回る実績となったことから、さらなる女性活躍の推進を図るため、事務職（総合職）の管理職に占める女性職員の割合を新たな目標として設定しました。

また、法改正により、従業員規模が301人以上の事業所は、①女性労働者に対

する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備、の各区分から1項目以上（計2項目以上）の目標を設定することが必要となりました。

そのため、②の区分については、多くの職員や職場で課題となっている時間外労働の縮減を目標として設定することとしました。

3 一般事業主行動計画の公表、職員への周知

①公表…当院ホームページへ掲載する。

②職員への周知…電子カルテシステム-院内WEBへ掲載する。

（リンクの部屋⇒総務課内）

4 一般事業主行動計画の実施

計画に記載した“対策”のとおり、総務課（人事担当課）、各所属長、全職員が一体となって実施します。